

意見書

平成24年3月19日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 104-0031

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくきょうばし
住 所 東京都中央区京橋1-12-5

(ふりがな) しゃだんほうじん にほん urenmei
氏 名 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

りじちょう にしじょう あつし
理事長 西條 温

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先:
社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
電話番号
電子メールアドレス

検証結果案		
(1) 第1種指定電気通信設備に関する検証	イ 指定要件に関する検証	<p>マンション向け屋内配線の転用ルールについて今回の検証結果(案)では触れられておりませんが、集合住宅向け FTTH の屋内配線の転用ができない場合、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高くなり、利用者は他事業者選択ができない等不利益を受けます。</p> <p>また NTT 東西が設置する屋内配線のうち光配線方式については、「考え方 13」で示されております通り、今後更に増加が予想される状況にあります。そのため転用ルールについては、接続ルール答申において、「FTTH サービスのマンション向け屋内配線の考え方」で示されているような自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限るといった考え方ではなく、他の事業者もユーザー単位で再利用可能とする転用ルールを整備していただきたいと考えます。</p>
(3) 指定電気通信制度に係る禁止行為規制に関する検証について	(エ) ドコモショップ又は家電量販店を通じた NTT グループ商品の一体的な販売活動	<p>それぞれ禁止行為規制の潜脱行為、公正競争要件への抵触との意見に対し、「十分な論拠が得られているわけではない」としつつも、その可能性がある事から「引き続き注視していく」となっています。これらの対応は問題の先送りとなりかねないため、一層踏み込んだ調査・検討を行い、必要な場合には是正措置の検討も行う専門の委員会等の仕組みを創設し、実効性をさらに高める必要があると考えます。</p>
(4) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証について	(ア) NTT 東西と NTT コミュニケーションズの法人営業の集約	